

第5次印西市地域福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

第5次印西市地域福祉計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日（木）まで

3. 業務目的

印西市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき策定する計画であり、現行の第4次計画の期間が令和7年度で期間満了となるため、令和7年度末までに、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする「第5次印西市地域福祉計画」を策定する。策定にあたっては、印西市の各種データや関連法改正等を整理するほか、調査結果等を踏まえた印西市の地域福祉の現状と課題の分析、市民の意識やニーズ、また地域団体等の活動の実態や課題・意向等を把握及び分析するとともに、関連する他の計画、法令等との調整を図り、また地域福祉計画策定委員会等を運営し、計画書を作成するために市に対して提案・助言・支援等を行うことが業務の目的である。

4. 委託業務の内容

アンケート調査の実施、調査票の集計・分析等業務 【令和6年度】

(1) 調査の目的

本調査は、市民の地域に対する意識やニーズ、また地域福祉に関係する団体（民生委員児童委員・社会福祉協議会支部等）の活動の実態・ニーズ、課題等を把握し、これらを計画策定の基礎資料とすることを目的として実施する。

(2) 調査項目等

国の指針や施策などの動向に基づき調査項目の企画立案を行う。

(3) 調査の実施

市民及び地域福祉に関係する団体等へアンケート調査を行う。アンケートの実施方法については、電子での併用も可とする。なお、インターネットの利用に係る追加の費用請求は認めない。

市民アンケート調査

- ・調査票の発送数は3,000件（予定）とする。
- ・印西市在住の18歳以上の市民（無作為抽出）
- ・受託者において、調査票の印刷、住所シール等の作成、封入、郵送配布、回収を行う。
- ・回収率は概ね50%を想定
- ・調査期間に督促を兼ねた「礼状」を1回送付する。

地域福祉に関係する団体等へのアンケート調査

- ・調査票の発送数はおよそ150件程度（予定）とする。
- ・民生委員児童委員等
- ・受託者において、調査票の印刷、住所シール等の作成、封入、郵送配布、回収を行う。
- ・回収率は概ね80%を想定

（４）調査票の集計・分析業務等

- ・調査票の項目毎に集計し全体像を明らかにすること。
- ・属性別等によるクロス集計の他、集計方法を市に対して提案するとともに、市の指示した方法により集計した結果を明らかにすること。
- ・令和7年2－3月に実施する地域懇談会で使用するアンケート速報値の集計、資料作成
- ・調査報告書の作成（現状整理・集計及び地域ニーズ等の分析・要旨等の編集）
- ・前回の調査結果との比較・分析
- ・調査票の発送は、市が抽出した調査対象者・団体のリストを基に実施するものとする。

（５）スケジュール

令和6年8月から12月上旬 アンケート調査実施（予定）

令和7年3月 調査結果報告書の作成

計画策定業務 【令和6年度～令和7年度】

（６）地域福祉の現状と課題の整理

国や県の法制度や計画等、地域福祉を取り巻く社会動向を把握し、整理するとともに、調査結果等を踏まえた印西市の地域福祉の現状と課題の分析を行う。

また、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者プラン、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画、健康増進・食育推進計画、その他関連する計画との調和を図り、第4次地域福祉計画はもとより、各種計画の進捗状況の評価及び課題を抽出分析し、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

加えて、本業務においては、上記各福祉計画のほか、印西市総合計画、地域防災計画など関連する他計画との調整を行い、整合性を保つものとする。また、第5次地域福祉計画より、再犯防止の視点も取り入れた計画とするため、千葉県再犯防止計画との整合性を保つものとともに、第2次印西市成年後見制度利用促進基本計画を、第5次地域福祉計画と一体的に策定するものとする。

（７）会議等の運営支援

地域福祉計画策定（推進）委員会（8回程度を想定）・地域福祉計画策定作業部会（7回程度を想定）、地域懇談会（令和7年2－3月から5回程度を想定）等に参加し、会議運営支援、議事録等を作成する。

また、会議の開催に先立ち、会議資料等の作成を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施につき、パブリックコメント資料の作成、パブリックコメント結果の取り纏め資料を作成すること。

(9) 計画素案の作成の支援

策定委員会での意見や調査結果、印西市を取り巻く社会情勢・経済情勢及び周辺地域の特性を的確にとらえるとともに、福祉分野の他の計画の「上位計画」としての整合性を保つなどして、市民にとって分かりやすく手にとって見やすい表現に努めるよう目標指標を定め、実情に即した計画素案の作成支援をすること。

(10) 協議又は打ち合わせの実施

受託者及び委託者は、業務着手時及び業務完了時にこの契約に関する協議を行うほか、業務遂行上必要な場合は随時行うものとする。

委託者は、必要と認めるときは、業務の進捗状況等について受託者に報告を求めることができる。

(11) 成果品

- ・計画書：300部（A4版、表紙カラー、本文1色刷、くるみ製本）100頁程度

※計画書の作成にあたっては、「印西市成年後見制度利用促進基本計画」等、地域福祉計画と一体的に策定している計画も差し込んだものとする。差し込む計画については、委託者がデータを準備し、受託者において「印西市地域福祉計画」とデザインの統一を図るものとする。

- ・概要版：1,000部（A4版、全頁4色刷り、観音折り）8頁
- ・電子データ一式

(12) その他

- ・この仕様書は業務の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載の無い事項についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。
- ・受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- ・他文献等から文言の引用、イラストや統計データ等を成果品へ引用する場合は、それらに係る著作権を侵害してはならない。
- ・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、個人情報の適切な取扱いを行う。また、情報公開の取扱いについては、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）により行う。
- ・成果品に関する著作権は、すべて印西市に帰属する。

- ・この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。